

## 清水澄博士の帝国憲法御進講

平成 21 年 9 月 19 日 藝林会第 3 回学術大会  
須賀 博志（京都産業大学法学部）

### I 人と業績

#### 3つの活動領域

☞資料 1

官僚として：内務省、行政裁判所、枢密院、芸術院

学者として：学習院、憲法・行政法の研究・教育、中学校などの教科書

宮中で：大正天皇・昭和天皇に御進講、法律問題の顧問

#### 人となり

多趣味（歴史、文学、俳句、芝居、日本画、角力……）、温厚、律儀

（清水虎雄「明治憲法に殉死した憲法学者」文藝春秋 1964 年 11 月号）

（志賀直哉「清水澄先生」阿川弘之編『志賀直哉交友録』1998 年、講談社）

### II 清水博士の御進講

#### 大正天皇に対して

「帝国憲法」大正 4 年 10 月～大正 8 年 12 月

（藝林 57 卷 1 号以降翻刻中）

#### 昭和天皇に対して

「法制・経済」大正 9 年 4 月～大正 10 年 2 月 東宮御学問所最終学年

「帝国憲法」大正 10 年 10 月～大正 12 年？15 年頃？

（清水澄謹撰『法制・帝国憲法』1997 年、原書房）

「皇室令制」「行政法」昭和元年～昭和 5・6 年頃

臨時御進講：普通選挙、海軍軍縮、滝川事件、北一輝国家改造法案など

### III 大正御進講と昭和御進講の比較

☞資料 2

	大正御進講「帝国憲法」緒論	昭和御進講「法制」
年齢	清水 47 歳、天皇 36 歳	清水 52 歳、親王 19 歳
回数	3 ヶ月で 4 回	約 9 ヶ月で 30 数回
内容	《憲法の序論》 国家論 法の概念・分類、法の解釈 憲法の概念・特質、帝国憲法	《法学通論》 国家論 法の概念・分類、法の成立・改廃・効力、 法の効力、法の解釈・適用 法学の一般概念 （民法総則＋行政法＋会社法）

内容がまったく違う。「法制・経済」は憲法の授業ではなく法学入門・通論。

	大正御進講「帝国憲法」本論	昭和御進講「帝国憲法」
年齢	清水 48～51 歳 天皇 37～40 歳	清水 53～55？／58？歳 摂政官 20～22？／25？歳
回数	隔週、1回 50分、56回	週 2回
特徴	<p>諸外国の歴史・制度への言及が頻繁。</p> <p>日本の歴史への言及は前近代も含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 1 条：天壤無窮の神勅、和氣清麻呂</li> <li>- 20 条：徴兵と武家</li> <li>- 28 条：キリシタン禁止</li> <li>- 57 条：徳川幕府の裁判制度、大岡忠相、明治初年の司法制度</li> <li>- 59 条：刑罰執行の公開から非公開へ</li> </ul> <p>附属法令や関連制度の一般的な紹介が多い。</p> <p>条文の解釈論は手薄。</p> <p>時事的に重要な事項の説明も。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 13 条：開戦の外交上の効果〔一次大戦中〕</li> <li>- 24 条・5 章：陪審制度〔原敬内閣が推進〕</li> <li>- 62 条：戦時利得税</li> </ul> <p>欄外書込・別紙メモによる補足や余談。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 3 条：ローマ護民官、顕宗天皇</li> <li>- 8 条：選挙資格に関する緊急勅令、議会での質問答弁</li> <li>- 14 条：英仏の戒厳の歴史</li> <li>- 15 条：西洋中世の動物裁判</li> <li>- 29 条：忠臣蔵</li> <li>- 33 条：ローマ執政官の 2 人制</li> <li>- 35 条：英の婦人参政権への賛否</li> <li>- 39 条：河野議長奉答文事件</li> <li>- 46 条：英下院本会議での出席者 3 人</li> </ul>	<p>諸外国の歴史・制度の説明は少ない。一般的に制度類型を紹介するに留まる。</p> <p>日本の歴史への言及は明治期が中心。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 11 条：兵馬大権の幕府委任、軍人勅諭</li> <li>- 19 条：王政復古の布告</li> <li>- 20 条：明治 5 年の徴兵令</li> <li>- 22 条：鎖国・移転の不自由から解禁へ</li> <li>- 3 章：官選議会</li> <li>- 35 条：制限選挙から普通選挙へ</li> <li>- 76 条：明治初年の法令形式・名称</li> </ul> <p>関連制度の一般的説明がある箇所は少ないが、より詳細。</p> <p>概念の定義、文言の説明、条文の趣旨、解釈論上の論点についての説明が丁寧。</p> <p>時事的に重要な事項の説明も。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 12 条：ワシントン軍縮会議</li> <li>- 13 条：国際仲裁裁判、国際連盟</li> <li>- 34 条：貴族院改革論</li> <li>- 35 条：普通選挙制度の採用</li> <li>- 57 条：陪審法</li> </ul> <p>印刷された教科書のため、口頭の補足・余談は不明。</p>

昭和天皇には、他の多くの科目・機会教育がなされた

諸外国の歴史 → 西洋史（御学問所・白鳥庫吉）

諸外国の制度 → 欧州歴訪（ケンブリッジ大タンナーの英国憲法史など）

日本の歴史 → 国史（御学問所・白鳥庫吉）、明治天皇事蹟（三上参次）

関連する諸制度 → 行政法・皇室令制（即位後・清水）、国際法（立作太郎）

大正御進講では関連・背景知識の教授が必要であったが、昭和御進講は憲法に集中。

授業のレベルの違い

大正御進講：入門レベル。ほぼ制度の説明

昭和御進講：大学の専門レベルの解釈論。具体的な問題点（論点）の解明

## IV 清水博士の憲法学説

☞資料6、(菅谷幸浩「清水澄の憲法学と昭和戦前期の宮中」年報政治学2009-I)

### 天皇主権論者

#### 国家法人説

「国家ハ独立ノ存在ヲ有シ、自主ノ目的ヲ具フ。自主自存ノ目的ノ主体タルモノハ、法制上之ヲ称シテ人格ト言フ。……国家ハ法人ナリ。」

#### 国家主権説 国家の主権＝統治権

「主権ハ国家ノ権力ニシテ、国家ハ主権ノ主体ナルコト、総テノ国家ニ共通ノ事項ナリ。」

#### 国家における主権

「国体ノ觀念ハ、其ノ国家ニ於ケル主権ノ所在ニ依リテ定マルモノナリ。ノ主権ノ所在ハ即チ主権ノ主体ナリ。……主権君主ニ在リトハ、国家ノ主権ガ君主ニ存スルノ謂ナリ。」

#### 天皇主権説

「上御一人ガ、其ノ固有ノ権カトシテ、主権ノ主体ト為リ之ヲ総攬シ給フモノナリ。」

### 天皇の政治的自律性を強調

#### 法律不裁可の認容

「議會ノ議決ハ、必ズシモ天皇ヲ拘束スルモノニ非ズシテ、議會ノ可決シタルモノト雖、天皇ハ之ヲ斥ケテ、法律トセラザルコトヲ妨ゲズ」

#### 国務大臣の輔弼に対する採択の自由

「輔弼トハ、国務大臣ガ、天皇ノ大権ノ行動ニ関シ、自己ノ意見ヲ、天皇ニ奉呈シテ、其ノ御採択ヲ奏請スルノ謂ナリ。……但シ大臣ノ意見ヲ御採択アラセラルルト否トハ、一ニ天皇ノ御自由ニ属スルモノニシテ、天皇ノ之ヲ御採択アラセラザルトキハ、大臣ハ、仍私見ヲ主持シテ、大権ノ發動ヲ阻害シ奉ルベキ限ニ在ラズ。自ラ意見ヲ変更シテ、天皇ノ御思召ニ循由スルカ、又ハ敬ンデ骸骨ヲ乞フノ外ナキナリ。而シテ憲法上大権行使ノ要件トシテ、天皇ガ、国務大臣ノ輔弼ニ頼ラセラルルコトヲ要スト言フハ、只大臣ノ意見ヲ聴カセラルベキノ意ニシテ、敢テ之ヲ採ラセラルベキノ義ニ非ズ。」

#### 枢密顧問の答申に対する採択の自由

### 立憲主義的な立場

#### 植民地への憲法の適用は当然

#### 統帥権独立の限定解釈

「軍令事務ノ中、国防用兵ノ計画ヲ立テ、直接ニ軍ヲ指揮スルコトハ、国務大臣ノ輔弼ヲ待ツベキモノニ非ズ。戦地ニ於ケル、軍ノ進退ノ如キハ、之ガ適例ナリ。然レドモ、其ノ他ノ軍令事務ハ、国務大臣ノ輔弼ニ依ルベキモノ……」

#### 剰余金責任支出に対して批判的

#### 裁判所の法令審査権に対して積極的（法律についての実質的審査権のみ否定）

### リベラルな主張

法理上は議院内閣制を否定するが、政党内閣的運用には早くから好意的

#### 婦人参政権の認容

「婦人ノ政治的教養ハ我カ国ニ於テ近時次第ニ向上シツツアルヲ以テ、婦人参政ノ実現モ単ニ時間ノ問題ニ過キササルヘシ」『逐条』